

平成20年10月17日

各位

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社
中央三井信託銀行株式会社

変額個人年金保険新商品「BRILLANTE（ブリランテ）」の取扱開始について

中央三井信託銀行は、平成20年10月20日（月）より全支店・出張所にて変額個人年金保険新商品「BRILLANTE（ブリランテ）」（引受保険会社：ハートフォード生命）の取扱いを開始いたします。

このたび当社が販売を開始いたします「BRILLANTE（ブリランテ）」は、お客様の「より確実に、将来の年金資金を確保したい」とのニーズにお応えできるよう、最短1年後から一生涯の年金受取がつづくだけでなく、運用成果にかかわらず、年金受取日の被保険者の年齢に応じて自動的に年金額が増加する機能（「ロールアップ年金」機能^{※1}）を持った変額個人年金保険です。

※1 ロールアップ年金の受取開始年齢は55歳以上となります。また、一部解約等を行った場合には、年金額も減額されます。

また、「BRILLANTE（ブリランテ）」は、将来起こり得る介護への備えとして、契約日から3年経過以後、公的介護保険制度の要介護4以上の状態であると認定された場合、ロールアップ年金に加えて介護年金の給付が上乗せされる「介護年金特約^{※2}」の付加が可能です。さらに、運用期間中に被保険者がお亡くなりになった場合の「死亡保険金額」およびロールアップ年金受取期間中に被保険者がお亡くなりになった場合の「ロールアップ年金受取累計額と死亡一時金額の合計額」は一時払保険料相当額が最低保証されるなど、お客様の「すぐにずっと受取りたい」「介護への備えをしておきたい」「大切なご家族のために確実に資産を遺したい」というニーズにもお応えする商品であり、特に退職時期を迎えられる『団塊の世代』の方々の「豊かなセカンドライフに向けた資金準備ニーズ」に対応できる商品です。

※2 介護年金特約を付加する場合は、特有の告知項目があります。また、介護年金特約を付加する場合、年率0.2%の費用が積立金額から毎月控除されます。

当社では、今後とも商品ラインアップの強化を図り、当社の強みである資産運用コンサルティング力をもとに個人のお客様に対する高品質な商品・サービスの提案を推進し、お客様のニーズにきめ細かく対応してまいります。

なお、「BRILLANTE（ブリランテ）」の商品概要につきましては別紙1を、投資リスクと手数料等については別紙2をご参照ください。

以上

「BRILLANTE（ブリランテ）」 商品概要

介護年金特約

商品名	BRILLANTE（ブリランテ）	
被保険者の契約年齢	52 歳～75 歳（満年齢）	
契約形態	契約者・被保険者・年金受取人がすべて同一人	
運用期間	1 年以上	
特別勘定	バランスファンド1本 （日本株式 10%、外国株式 30%（ハッジあり）、日本債券 40%、外国債券 20%）	
基準金額	200 万円～ 3 億円、1 円単位。 ※他のハートフォード生命の契約と通算して 5 億円まで。	200万円～ 6,000万円、1 円単位。 ※他のハートフォード生命の契約と通算して 5 億円まで。
告知項目	職業告知のみ	職業と体況の告知
年金受取開始日	契約日から1 年経過後の契約応当日から90 歳でむかえる契約応当日までのいずれかの契約応当日 ※年金受取開始年齢は55 歳以上	契約日から 3 年経過後かつ要介護 4 以上であると認定された日 ※契約日から3 年以内に要介護 4 以上であると認定された場合は介護返戻金を受取り
年金種類	ロールアップ年金 ※契約日より 7 年経過後、一般勘定へ移行し年金受取方法を変更することができる。	介護年金
年金受取期間	終身	95 歳でむかえる契約応当日の前日まで
年金額	年金受取日の前日の基本保険金額に対して、 55-59 歳：2.0%、60-64 歳：2.5%、 65-69 歳：3.0%、70-74 歳：3.5%、 75-79 歳：4.0%、80-84 歳：4.5%、 85-89 歳：5.0%、90-94 歳：5.5%、 95 歳以上：6.0%	年金受取日の前日の介護給付基準額に対して、 55-59 歳：4.0%、60-64 歳：3.5%、 65-69 歳：3.0%、70-74 歳：2.5%、 75-79 歳：2.0%、80-84 歳：1.5%、 85-89 歳：1.0%、90-94 歳：0.5%
後継年金受取人の指定	指定可能。 ※後継年金受取人を指定した場合でも、ロールアップ年金を継続受取することはできず、死亡一時金の受取のみとなる。	
指定代理請求特約		介護年金特約が付加された主契約に自動的に付加
増額	100 万円以上、1 円単位。 契約日からその日を含めて 8 日目（8 日目が休業日の場合は翌営業日）の翌日以後、76 歳でむかえる契約応当日の前日まで可能。 ※ ロールアップ年金受取開始日以後も可能 ※一般勘定への移行日以後は取扱不可	※増額をしても介護給付基準額は変更されない
解約・年金一括受取	契約日（増額日）から 7 年未満の場合、解約控除・年金一括受取控除が適用される。請求を受け付けた日の積立金額から解約控除・年金一括受取控除額が差し引かれる。 ※一部解約が行われた場合、基本保険金額は減額され、ロールアップ年金額も減額される。	※一部解約が行われた場合、介護給付基準額は減額され、介護年金額も減額される。
死亡保障	- 運用期間中 被保険者が亡くなった日の①基本保険金額、②積立金額のうち、いずれか大きい方の金額を死亡保険金として受取り。 - ロールアップ年金の受取期間中 次のいずれか大きい方の金額を死亡一時金として受取り。 ①被保険者が亡くなった日の基本保険金額からロールアップ年金受取累計額を差し引いた金額 ②被保険者が亡くなった日の積立金額	
諸費用	- 契約初期費用：なし - 保険関係費：主契約年率 2.60% - 資産運用関係費：年率 0.525%程度（税込） - 年金管理費（主契約による年金受取期間中）：年金額の 1% - 解約控除・年金一括受取控除：1～7%（7 年未満）	保険関係費：特約 0.2%

「ブリランテ(変額個人年金保険 2007・最低保証型一時金付特別勘定終身年金(逓増率型)特約)」の投資リスクと手数料等について

<投資リスク>

- 変額個人年金保険の一時払保険料の運用は特別勘定で行われ、特別勘定資産の運用実績に基づいて将来の年金額、死亡保険金額、積立金額および解約払戻金額が変動(増減)します。特別勘定が投資する投資信託は、国内外の株式・公社債等で運用されており、運用実績が死亡保険金額や積立金額・将来の年金額等の増減につながります。このため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により積立金額やお受け取りになる年金総額や解約払戻金額の合計額等が一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生ずるおそれがあります。これらのリスクは、すべて契約者に帰属します。
- 変額個人年金保険は生命保険商品であり、預金等ではありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
- 解約・一部解約をした場合や年金受取開始日以降に年金を一括受取する場合等には、一時払保険料相当額の最低保証はありませんので、受取総額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。

<手数料>

- 保険関係費用：ご契約の新規成立・維持等や死亡の保障等をするための費用です。特別勘定による運用中、積立金額に対して年率2.60%の割合で積立金額から毎日控除されます。
- 保険関係費用：介護年金特約にかかる費用です。95歳でむかえる契約応当日を上限に特別勘定に(介護年金特約による運用中、介護給付基準額に対して年率0.2%の割合で積立金額から毎月の契約付加する場合)約応当日に控除されます。
- 運用関係費用：特別勘定の運用にかかる費用です。主に特別勘定が投資する投資信託の信託報酬で、信託財産に対して年率0.525% (税抜年率0.50%) 程度の割合で信託財産から毎日控除されます。信託報酬のほか、お客様にご負担いただく手数料には、信託事務の諸費用、有価証券の売買手数料および消費税等の税金等がかかりますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客様はこれらの費用を間接的に負担することとなります。運用手法の変更等の理由により将来変更される可能性があります。
- 年金管理費：年金支払の管理にかかる費用です。主契約による年金の受取期間中、年金額に対して1%の割合で責任準備金から年金受取時に控除されます。将来変更される可能性があります。
- 解約控除または：契約日(増額部分については増額日)からその日を含めて7年未満の解約・一部解年金一括受取控除約または年金を一括受取する場合については、解約控除対象額*に、経過年数に応じて所定の解約控除率(7%~1%)を乗じた額が解約日の積立金額・一部解約請求金額または年金の一括受取の請求を受け付けた日の積立金額から控除されます。
- *解約控除対象額は、解約および年金の一括受取の場合は一時払保険料相当額、一部解約の場合は一部解約請求金額と一時払保険料相当額のうち、いずれか小さい方の金額となります。なお、過去に一部解約があった場合はその際の解約控除対象額が一時払保険料相当額から差し引かれます。
- この商品にかかる手数料の合計額は、「特別勘定による運用中の費用(「保険関係費用」「運用関係費用)」の合計額となります。また、特定の契約者には「解約控除」「年金一括受取控除」「主契約による年金の年金受取期間中の費用(「年金管理費)」または「介護年金特約を付加する場合の費用(「保険関係費用)」」がかかります。

<その他の留意事項>

- 本保険商品のお申し込みの有無が、当社におけるお客様の他のお取り引きに影響を与えることはございません。
- 中央三井信託銀行は、お客様と引受保険会社との保険契約締結の媒介を行います。引受や保険金等の支払は、引受保険会社が行います。
- 法令等の規制により、お客様のお勤め先や融資のお申し込み状況等によりお申し込みいただけない場合がございます。
- 保険商品のご購入の検討にあたっては、「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」をご契約前に十分にお読みいただき、内容をご理解ください。また、ご契約時には「商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」等を必ずご覧ください。
- 詳しくは、個人年金保険の販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。